

産業廃棄物の
排出事業者
のみなさまへ

大分市からのお知らせです

平成20年度から産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等の報告が必要です

廃棄物処理法に基づき、平成20年度から産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告が必要になりました。平素からマニフェストの整理等をお願いします。

報告対象者

全てのマニフェスト交付者(産業廃棄物排出事業者)すなわち産業廃棄物処理業者に収集運搬又は処分を委託した全ての事業者が対象となります。ただし、電子マニフェストを使用している分については公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)が代わりに報告するため対象となりません。(電子マニフェストについては3頁をご覧ください。)

報告内容

法定の様式(様式第三号)で、排出事業場ごとに、業種、産業廃棄物の種類、排出量(トン数)、マニフェストの交付枚数等を報告する必要があります。

報告期限

前年度1年分を毎年6月30日まで(窓口持参の場合は閉庁日を除く)

報告書提出先

事業場(建設業の場合は建設現場)が大分市内である場合は、大分市廃棄物対策課へ提出してください。大分市を除く大分県内である場合は、事業場を管轄する県の保健所へ提出してください。なお、提出先の詳細は、次頁をご覧ください。

罰則等

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告の義務を怠った場合は、都道府県知事から必要な措置を講ずるよう勧告されることがあり、勧告に従わない場合にはその旨が公表されることがあります。公表後に改善が見られない場合には必要な措置をとるように命ぜられる場合があります。この命令に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

●報告書の提出先

事業場（建設業の場合は建設現場）が、大分市内である場合は、大分市長へ提出してください。
大分市を除く大分県内の場合は、大分県知事へ提出してください。
なお、それぞれの提出先は以下のとおりです。

（問い合わせ先）

大分市環境部廃棄物対策課（大分市内）

電話（直通）097-537-7953

大分県生活環境部循環社会推進課（大分市を除く大分県内）

電話（直通）097-506-3129

情報掲載ホームページ

- ・大分市ホームページ（ホーム＞仕事・産業＞事業系ごみ＞産業廃棄物＞産業廃棄物管理票（マニフェスト））
- ・大分県ホームページ（循環社会推進課）

	提出先名	住所	電話番号	所轄区域
大分市に事業場がある事業場	大分市環境部廃棄物対策課	〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号	097-537-7953	大分市
大分市を除く大分県内に所在する事業場	東部保健所	〒874-0840 大分県別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-2511	別府市、杵築市、日出町
	東部保健所国東保健部	〒873-0504 大分県国東市国東町安国寺786-1	0978-72-1127	国東市、姫島村
	中部保健所	〒875-0041 大分県臼杵市大字臼杵字洲崎72-34	0972-62-9171	臼杵市、津久見市
	中部保健所由布保健部	〒879-5421 大分県由布市庄内町柿原337-2	097-582-0660	由布市
	南部保健所	〒876-0844 大分県佐伯市向島1-4-1	0972-22-0562	佐伯市
	豊肥保健所	〒879-7131 大分県豊後大野市三重町市場934-2	0974-22-0162	豊後大野市、竹田市
	西部保健所	〒877-0025 大分県日田市田島2-2-5	0973-23-3133	日田市、九重町、玖珠町
	北部保健所	〒871-0024 大分県中津市中央町1-10-42	0979-22-2210	中津市、宇佐市
	北部保健所豊後高田保健部	〒879-0621 大分県豊後高田市是永町39	0978-22-3165	豊後高田市
	大分県生活環境部循環社会推進課	〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1-1	097-506-3129	

●報告書の提出方法

①電子申請システム

※令和6年4月1日よりオンラインでの提出を受けています。オンライン申請システムをご利用ください。

②郵送

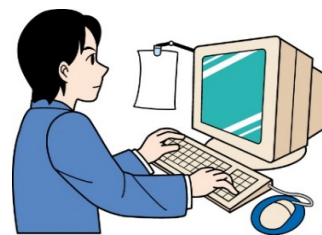
封筒に「管理票交付等状況報告書在中」と朱書きし、上記の大分市廃棄物対策課宛に郵送してください。
なお、原則として控えの返送は行いません。報告書の控えが必要な方は、事前に写しをとるようお願いします。

③窓口持参

大分市役所本庁舎4階廃棄物対策課までお越しください。
（控えに受付印の押印が必要な場合は2部ご用意ください。）

●電子マニフェスト制度について

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集・運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。情報処理センターは、廃棄物処理法第13条の2の規定に基づき、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが全国で1つの「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストシステムの運営を行っています。



【電子マニフェストを導入する場合のメリット】

- ・ 紙マニフェストのように紛失や記載漏れの心配がなく、システムにデータとして保存されるため、事務負担等が軽減される。
- ・ 情報処理センターにアクセスすれば、マニフェストの処理状況が確認できる。
- ・ 処理終了の報告が、情報処理センターから通知されるため、紙マニフェストのように処理された返りのマニフェストの回収及び交付したA票との照合事務が不要となる。
- ・ 電子マニフェスト利用分は、下記情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、排出事業者の報告が不要となる。
- ・ 過去5年間の情報を簡単に照合でき、データの活用ができる。

【問い合わせ先】(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)

JWNET(電子マニフェスト)について JWNETサポートセンター

電話番号 0800-800-9023 ホームページ <http://www.jwnet.or.jp>

●マニフェスト制度のしくみ

マニフェスト制度は、排出事業者が、収集・運搬業者又は処分業者に委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、不法投棄の防止等、適正な処理を確保することを目的としています。

●マニフェストの交付する前に注意すること

排出される廃棄物に合わせた適正な収集・運搬業及び処分業者との間で書面による二者間契約が必要です。契約書には、廃棄物処理法により定められた内容が記載されていなければなりません。また、契約書には、収集・運搬業及び処分業者の許可証の写しを添付し、許可されている廃棄物の種類や許可の有効期限等を確認してください。

●マニフェスト使用のポイント

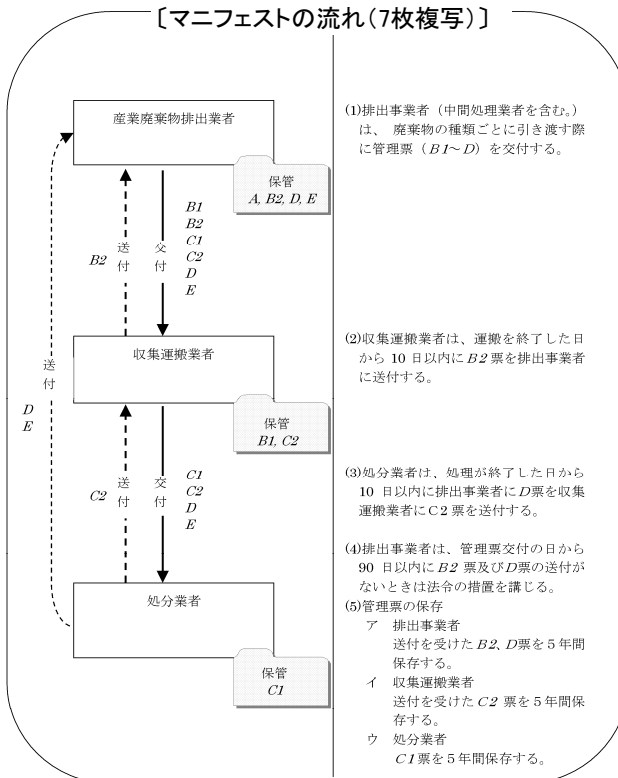
マニフェストを使用する上では、廃棄物処理法により定められた以下の事項を守ることが必要です。

- ・ 産業廃棄物の種類ごと、運搬先(処分事業場)ごとに交付する。
- ・ 産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に交付する。
- ・ 排出事業者のマニフェスト交付担当が、産業廃棄物の種類、数量、処理業者の名称等を正確に記載した上で交付する。
- ・ 処理業者(収集運搬および処分業者)からの写しの送付があるまで、マニフェストの控え[A票]を保存する。
- ・ 処分業者は排出事業者からD票(最終処分の場合はE票も併せて)を送付します。中間処理の場合はE票を保管し、最終処分終了後、E票に必要事項を記載して送付します。
- ・ 処理業者から送付された写し[B2票、D票、E票]を、送付を受けた日から5年間保存する。
- ・ 交付したマニフェストの[B2票、D票、E票]が、以下の期間に送付されない場合は、速やかに運搬又は処分状況を把握するとともに、必要な措置を講じ、都道府県知事又は政令で定める市に措置内容等を報告しなければなりません。

交付日からの送付期限

マニフェスト	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2票	90日	60日
D票		
E票		
	180日	

〔マニフェストの流れ(7枚複写)〕



●産業廃棄物を排出時に交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の例

■一次マニフェスト 建設系混合廃棄物を中間処理業者に破砕・選別処理の委託をした場合に交付したマニフェスト

マニフェスト交付番号は10桁で
あらかじめ印刷してあります。

チェックディジットは、
キー入力等における
エラー検出に利用します。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日 平成 18 年 1 月 9 日 交付番号 2000000003 1 登録番号 交付担当者 氏名 田中○夫

排出事業者の
名称・住所等 氏名又は名称 凸凹建設(株)
住所 〒456-4444 電話番号 06-1111-2222
大阪府○市○区○1-2-3

委託する廃棄物の
種類・数量等 種類(普通)の産業廃棄物 数量(及び単位) 4t
種類(特別)の産業廃棄物 数量(及び単位) 着脱コンテナ
建設混合廃棄物
破砕・選別

廃棄物の分類コード番号は
電子マニフェストと共通です。

中間処理
産業廃棄物 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)
○△ビル新築工事作業所
所在地 〒456-5555 電話番号 06-2222-3333
大阪府○市○区○4-5-6

運搬業者の
名称・住所等 氏名又は名称 (有)△△環境運輸
住所 〒111-2345 電話番号 0797-55-6666
兵庫県△△市△△7-8-9

処分業者の
名称・住所等 氏名又は名称 ○○企業(株)
住所 〒650-0000 電話番号 0797-22-3333
兵庫県○市○4-5-6

運搬受託者の
受領確認 運搬受託者(運搬担当者の氏名) (有)△△環境運輸 松山□久
処分受託者(処分担当者の氏名) (有)△△環境運輸 □中継所
住所 〒650-1111 電話番号 0797-33-4444
兵庫県○市○7-8-9

運搬担当者が受領時に会社名、
担当者の氏名を記入します。

Checkpoint!
運搬受託者に廃棄物を引
取渡した際、会社名、担当
者の氏名が記入されているか
ご確認ください。

一次マニフェストでは
ここには、記入不要です。
(二次マニフェストの場合に使用)

運搬先の事業場の
名称・所在地等 氏名又は名称 (有)△△環境運輸 □中継所
住所 〒650-1111 電話番号 0797-33-4444
兵庫県○市○7-8-9

積替え又は保管がある場合
有価物の積替えを行った際に、
収集運搬業者が単位とともに
記入します。

斜線部は、A票では記入の
必要がありません。

「B2票」「D票」「E票」が
戻ったときに、
「A票」のこの欄に
日付を記入します。

発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会

■二次マニフェスト 中間処理業者がコンクリート片を再生処理する委託をした場合に交付したマニフェスト

マニフェスト交付番号は10桁で
あらかじめ印刷してあります。

チェックディジットは、
キー入力等における
エラー検出に利用します。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日 平成 18 年 6 月 1 日 交付番号 20000000215 登録番号 交付担当者 氏名 中田○介

中間処理業者の
名称・住所等 氏名又は名称 ○○産業(株)
住所 〒650-4444 電話番号 0797-11-2222
兵庫県○市○7-8-9

委託する廃棄物の
種類・数量等 種類(普通)の産業廃棄物 数量(及び単位) 10t
種類(特別)の産業廃棄物 数量(及び単位) パラ
建設混合廃棄物
コンクリートがら
骨材再生

廃棄物の分類コード番号は
電子マニフェストと共通です。

中間処理
産業廃棄物 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)
○△ビル新築工事作業所
所在地 〒456-5555 電話番号 06-2222-3333
大阪府○市○区○4-5-6

運搬業者の
名称・住所等 氏名又は名称 (株)△△運送
住所 〒650-2345 電話番号 0797-55-6666
兵庫県△△市△△7-8-9

処分業者の
名称・住所等 氏名又は名称 △△再生処理センター(株)
住所 〒650-0000 電話番号 0798-22-5555
兵庫県○市○7-8-9

運搬受託者の
受領確認 運搬受託者(運搬担当者の氏名) (株)△△運送 中田△之
処分受託者(処分担当者の氏名) (株)△△運送 □中田△之
住所 〒650-1111 電話番号 0798-22-5555
兵庫県○市○7-8-9

運搬担当者が受領時に会社名、
担当者の氏名を記入します。

Checkpoint!
運搬受託者に廃棄物を引
取渡した際、会社名、担当
者の氏名が記入されているか
ご確認ください。

二次マニフェストではここ
に、もとの排出事業者の名称・
一次マニフェストの
交付番号を記入してください。

運搬先の事業場の
名称・所在地等 氏名又は名称 (株)△△運送 □中田△之
住所 〒650-1111 電話番号 0798-22-5555
兵庫県○市○7-8-9

斜線部は、A票では記入の
必要がありません。

「B2票」「D票」「E票」が
戻ったときに、
「A票」のこの欄に
日付を記入します。

発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会

提出日を記載してください。
提出期限は毎年6月30日まで
です。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和 5 年度)

令和 5 年 〇 月 〇 日

大分市長 〇〇 ×× 殿

事業場(排出事業場)が大分市内であること
大分市を除く大分県内の場合は大分県知
事へ提出してください。

報告者
住 所
氏 名

大分県大分市〇〇町〇番△号
蹴球建設株式会社 代表取締役 鳥似太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 097-5〇〇-〇〇〇〇

押印は不要です。

廃棄物の種類、委
託先ごとに分けて
記載してください。

マニフェストに記載した委託量
(トン数)の合計を記載。
pやリットルなどの場合は、別
紙換算表を参照の上、トンへ
換算してください。

委託した業者の下6
桁の許可番号(委託
契約書等を参照)を
記載してください。

報告の実績
年度を記載

マニフェストの「運搬先の事業場」欄に記載されている所在地を記入
してください。※運搬受託者や処分受託者の住所ではありません。

委託した業者の下6
桁の許可番号(委託
契約書等を参照)を
記載してください。

日本標準産業分
類の「中分類」を
記載してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		蹴球建設株式会社 大きな目競技場改修工事					業 種	08設備工事業	
事業場の所在地		〒870-0000 大分県大分市大字〇〇△△番地					電話番号	097-5〇〇-〇〇〇〇	
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交 付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住 所
1	がれき類	30	10	000000	(株)〇〇運送	大分市大字〇〇11番地	111111	(株)〇〇環境	
2	廃プラスチック類	10.5	5	222222	△△物流(株)	大分県◇◇市△番地	333333	(株)△△産廃処理	
3	ガラスくず、コンク リートくず及び陶 磁器くず	4	2	444444	〇〇貨物(株)	大分市〇×町〇〇番地			
※		途中で積替えにより運搬 業者が変わる場合(区間 委託する場合等)		555555	(株)×〇陸運	〇△県〇×市〇〇1-2-3	666666	〇〇リサイクルセ ンター(株)	〇△県〇× 市〇〇1-2-3

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

最初に処理をする中間処理業者または最終処分業
者を記載してください。途中で積替・保管する場合は、
積替保管場所の住所を記載してください。

(注)記載内容について、確認の連絡をする場合がありますので、
担当者名と連絡先を余白に記載してください。

(日本工業規格 A列4番)

鳥似勝子 連絡先TEL 097-5〇〇-××××

様式第三号の行が足らず、続きで記載する場合にご使用ください。

記載例

運搬先の住所と同じ場合は記載が省略できます。(基本的に空欄です)

様式第三号次葉

実績年度	令和5年度	事業場の名称		蹴球建設株式会社 大きな目競技場改修工事				別紙番号	1/1
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の 住所
5	廃アルカリ (廃強アルカリ)	0.002	2	777777	□□通運(株)	福岡県北九州市△△	888888	(株)△△工業	
	排出量は、各事業者で管理している有効数字で構いませんが、最小値は小数点第3位0.001トン(1kg)までとしてください。それ未満の場合は、0と記載してください。 (記載例)2キログラム→0.002トン 500グラム→0トン								
6	建設混合廃棄物	20.5	20	999999	(株)△○運送	大分県別府市○○	999999	(株)△○運送	
	産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物の種類を原則として記載してください。複数の産業廃棄物が排出段階で一体不可分の状態で混合している場合は、その混合物の一般的な名称を記載してください。 (記載例)建設混合廃棄物、廃自動車、廃電気機械器具、廃電池類								
7	廃油	5	3	212121	□△陸運(株)	大分県国東市○×		有償売却 (○リサイクル)	
8	廃プラスチック類 (石綿含有)	5	10	999999	(株)△○運送	大分県大分市□△		(株)○△□□	
	石綿含有産業廃棄物の場合は、廃棄物の種類に(石綿含有)を記載してください。								
9	燃え殻	1.2	1		自己運搬	大分県大分市××	121212	大分○○(有)	

- この様式は報告の対象となる産業廃棄物の種類が報告書(様式第三号)に足りない場合に使用すること。
- 報告年度には、元となる報告書(様式第三号)の表題と同じ年度を記載すること。
- 事業場の名称には、元となる報告書(様式第三号)と同じ名称を記載すること。
- 別紙番号には、分母部分に別紙の総数を記載し、分子部分に当該別紙の番号を記載すること。

排出事業者が自ら運搬した場合は、「自己運搬」と記載してください。許可番号は記載不要です。

日本工業規格 A列4番

□産業廃棄物管理票交付等状況報告書の項目説明

項 目	説 明
報告者	個人の場合は個人名を記載します。法人の場合は、法人名称は(株)、(有)まで、また代表者名を記載して下さい。なお、押印は、不要です。
事業場の名称	産業廃棄物を排出する事業所の名称を記載します。建設業の場合は、建設現場が事業場となります。
事業場の所在地	産業廃棄物を排出する事業所（建設業については、建設現場）の住所を記載します。報告者の住所として記載したものと異なっても支障ありません。
業種	日本標準産業分類における事業区分の中分類より選択し名称を記載します。別紙分類表（参考資料）にて確認をお願いします。
電話番号	産業廃棄物を排出する事業所の電話番号を記載します。担当者に連絡のつく番号を記載します。
番号	連番の番号をふります。積替え保管を介して2社以上の収集運搬業者に委託する場合は、複数行にわたり同じ番号を付してください。
産業廃棄物の種類	排出される廃棄物の種類を記載します。別紙産業廃棄物の種類（参考資料）にて確認をお願いします。
排出量（t）	廃棄物の排出量を単位（t：トン）表示で記載します。m ³ 、リットルなどの場合は、別紙換算表（参考資料）で（t）へ換算して記載します。
管理票の交付枚数	当該年度におけるその廃棄物に係る管理票（マニフェスト）交付枚数を記載します。
運搬受託者の許可番号	産業廃棄物を運搬する業者の許可番号の下6桁を記載します。（委託契約書等を参照）
運搬受託者の氏名又は名称	産業廃棄物を運搬する業者の氏名又は名称（マニフェストの「運搬先の事業場」欄に記載の「氏名又は名称」）を記載します。（株）、（有）も記入してください。個人事業者の場合は許可証に書かれた個人名を記載します。
運搬先の住所	産業廃棄物の運搬先の住所（マニフェストの「運搬先の事業場（処分事業場）」欄に記載の「住所」）を記載します。
処分受託者の許可番号	産業廃棄物を処分する業者の許可番号の下6桁を記載します。（委託契約書等を参照）
処分受託者の氏名又は名称	産業廃棄物を処分する業者の氏名又は名称（マニフェストの「処分受託者」欄に記載の「氏名又は名称」）を記載します。（株）、（有）も記入してください。個人事業者の場合は許可証に書かれた個人名を記載して下さい。
処分場所の住所	通常は運搬先住所と同一のため、記載は不要です。マニフェストでは「運搬先の事業場（処分事業場）」となっている箇所に記載する住所がこれにあたります。なお、運搬先と処分先が異なる場合、産業廃棄物の処分先の住所を記載します。

□業種一産業分類表ー日本標準産業分類（平成25年10月改訂）より抜粋（参考資料）
※報告書の「業種」には、該当する中分類を記載してください。

コード	大分類	中分類
A	農業、林業	
01	農業	
02	林業	
B	漁業	
03	漁業（水産養殖業を除く）	
04	水産養殖業	
C	鉱業、採石業、砂利採取業	
05	鉱業、採石業、砂利採取業	
D	建設業	
06	総合工事業	
07	職別工事業（設備工事業を除く）	
08	設備工事業	
E	製造業	
09	食料品製造業	
10	飲料・たばこ・飼料製造業	
11	繊維工業	
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	
13	家具・装備品製造業	
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	
15	印刷・同関連業	
16	化学工業	
17	石油製品・石炭製品製造業	
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	
19	ゴム製品製造業	
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	
21	窯業・土石製品製造業	
22	鉄鋼業	
23	非鉄金属製造業	
24	金属製品製造業	
25	はん用機械器具製造業	
26	生産用機械器具製造業	
27	業務用機械器具製造業	
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
29	電気機械器具製造業	
30	情報通信機械器具製造業	
31	輸送用機械器具製造業	
32	その他の製造業	
F	電気・ガス・熱供給・水道業	
33	電気業	
34	ガス業	
35	熱供給業	
36	水道業	
G	情報通信業	
37	通信業	
38	放送業	
39	情報サービス業	
40	インターネット附随サービス業	
41	映像・音声・文字情報制作業	
H	運輸業、郵便業	
42	鉄道業	
43	道路旅客運送業	
44	道路貨物運送業	
45	水運業	
46	航空運輸業	
47	倉庫業	
48	運輸に附随するサービス業	
49	郵便業（信書便事業を含む）	

コード	大分類	中分類
I	卸売業、小売業	
50	各種商品卸売業	
51	繊維・衣服等卸売業	
52	飲食料品卸売業	
53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
54	機械器具卸売業	
55	その他の卸売業	
56	各種商品小売業	
57	織物・衣服・身の回り品小売業	
58	飲食料品小売業	
59	機械器具小売業	
60	その他の小売業	
61	無店舗小売業	
J	金融業、保険業	
62	銀行業	
63	協同組織金融業	
64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	
65	金融商品取引業、商品先物取引業	
66	補助的金融業等	
67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	
K	不動産業、物品賃貸業	
68	不動産取引業	
69	不動産賃貸業・管理業	
70	物品賃貸業	
L	学術研究、専門・技術サービス業	
71	学術・開発研究機関	
72	専門サービス業（他に分類されないもの）	
73	広告業	
74	技術サービス業（他に分類されないもの）	
M	宿泊業、飲食サービス業	
75	宿泊業	
76	飲食店	
77	持ち帰り・配達飲食サービス業	
N	生活関連サービス業、娯楽業	
78	洗濯・理容・美容・浴場業	
79	その他の生活関連サービス業	
80	娯楽業	
O	教育、学習支援業	
81	学校教育	
82	その他の教育、学習支援業	
P	医療、福祉	
83	医療業	
84	保健衛生	
85	社会保険・社会福祉・介護事業	
Q	複合サービス事業	
86	郵便局	
87	協同組合（他に分類されないもの）	
R	サービス業（他に分類されないもの）	
88	廃棄物処理業	
89	自動車整備業	
90	機械等修理業（別掲を除く）	
91	職業紹介・労働者派遣業	
92	その他の事業サービス業	
93	政治・経済・文化団体	
94	宗教	
95	その他のサービス業	
96	外国公務	
S	公務（他に分類されるものを除く）	
97	国家公務	
98	地方公務	
T	分類不能の産業	
99	分類不能の産業	

□産業廃棄物の種類（参考資料１）

廃棄物名（大）	コード	廃棄物名（詳細）
燃え殻	0100	燃え殻（下記を除く）
	0110	焼却灰
	0111	石炭灰
	0112	廃棄物焼却灰
	0120	廃カーボン・活性炭
汚泥（泥状のもの）	0200	汚泥（下記を除く）
	0210	有機性汚泥
	0211	下水汚泥
	0220	無機性汚泥
	0221	建設汚泥
	0222	上水汚泥
廃油	0300	廃油（下記を除く）
	0310	一般廃油
	0311	鉱物性油
	0312	動植物系油
	0320	廃溶剤
	0330	固形油
	0340	油でい
廃酸	0400	廃酸（下記を除く）
	0401	写真定着廃液
廃アルカリ	0500	廃アルカリ（下記を除く）
	0501	写真現像廃液
廃プラスチック類	0600	廃プラスチック類（下記を除く）
	0601	廃タイヤ
	0602	自動車用プラスチックバンパー
	0603	廃農業用ビニール
	0604	プラスチック製廃容器包装
	0605	発泡スチロール
	0606	発泡ウレタン
	0607	発泡ポリスチレン
	0608	塩化ビニル製建設資材
	0700	紙くず（下記を除く）
紙くず	0710	建設工事の紙くず
	0711	ダンボール
木くず	0800	木くず（下記を除く）
	0801	建設工事の木くず
	0811	伐採材・伐根材
繊維くず（天然繊維くず）	0900	繊維くず（下記を除く）
	0910	建設工事の繊維くず
	1000	動植物性残渣
動物系固形不要物	4000	動物系固形不要物
ゴムくず（天然ゴムくず）	1100	ゴムくず（天然ゴムくず）
金属くず	1200	金属くず（下記を除く）
	1210	鉄くず
	1220	非鉄金属くず
	1221	鉛製の管又は板
	1222	電線くず
	1300	ガラスくず及び陶磁器くず（下記を除く）
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1310	ガラスくず
	1311	カレット
	1312	廃ブラウン管（側面部）
	1313	ガラス製廃容器包装
	1314	ロックウール
	1315	石綿（非飛散性）
	1316	グラスウール
	1317	岩綿吸音板
	1320	陶磁器くず
	1321	コンクリートくず
	1322	廃石膏ボード
	1323	ALC（軽量気泡コンクリート）
	1400	鉱さい（下記を除く）
	1401	スラグ
	1500	がれき類（下記を除く）
がれき類（工作物の新築、改装又は除去に伴って生じた不要物）	1501	コンクリート破片
	1502	アスファルト・コンクリート破片
	1600	動物のふん尿
動物の死体（畜産農業から排出されたもの）	1700	動物の死体
ばいじん（工場の排ガスを処理して得られるばいじん）	1800	ばいじん
１３号廃棄物（処分するために処理したもの）	1900	１３号廃棄物

一体不可分の産業廃棄物

廃棄物名（大）	コード	廃棄物名（詳細）
建設混合廃棄物	2000	建設混合廃棄物（下記を除く）
	2010	安定型建設混合廃棄物
	2020	管理型建設混合廃棄物
	2021	新築系混合廃棄物
	2022	解体系混合廃棄物
	2100	安定型混合廃棄物
安定型混合廃棄物	2200	管理型混合廃棄物
管理型混合廃棄物	2300	シュレッダーダスト
石綿含有産業廃棄物	2410	建設混合廃棄物（石綿含有）
	2420	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有）
	2430	廃プラスチック類（石綿含有）
	2440	がれき類（石綿含有）
	2450	紙くず（石綿含有）
	2460	木くず（石綿含有）
	2470	繊維くず（石綿含有）
	2480	汚泥（石綿含有）
	2510	電池類（水銀使用製品）
	2520	照明機器（水銀使用製品）
水銀使用製品産業廃棄物	2521	HIDランプ（水銀使用製品）
	2522	蛍光灯（水銀使用製品）
	2530	医薬品等（水銀使用製品）
	2531	農薬（水銀使用製品）
	2532	医薬品（水銀使用製品）
	2540	電池類、照明機器、医薬品等、水銀回収義務付け製品以外の製品（水銀使用製品）
	2550	水銀回収義務付け製品（計測器以外）（水銀製品）
	2551	スイッチ及びリレー（水銀使用製品）
	2560	水銀回収義務付け製品（計測器）（水銀使用製品）
	2561	水銀体温計（水銀使用製品）
	2562	水銀式血圧計（水銀使用製品）
水銀含有ばいじん等	2610	ばいじん（水銀含有）
	2620	燃え殻（水銀含有）
	2630	汚泥（水銀含有）
	2640	廃酸（水銀含有）
	2650	廃アルカリ（水銀含有）
	2660	鉱さい（水銀含有）
	3000	廃自動車（下記を除く）
廃自動車	3010	廃二輪車
	3011	バイク
	3012	自転車
	3100	廃電気機械器具（下記を除く）
廃電気機械器具	3101	廃パチンコ機及び廃パチスロ機
	3102	プリント配線板
	3103	テレビジョン受信機
	3104	エアコンディショナー
	3105	冷蔵庫
	3106	洗濯機
	3107	電子レンジ
	3108	パーソナルコンピューター
	3109	電話機
	3110	自動販売機
	3111	蛍光灯（水銀使用産業廃棄物に移動）
	3112	冷凍庫
廃電池類	3500	廃電池類（下記を除く）
	3510	鉛蓄電池
	3511	乾電池
複合材	3600	複合材

□産業廃棄物の種類（参考資料２）

特別管理産業廃棄物

廃棄物名（大）	コード	廃棄物名（詳細）
引火性廃油	7000	引火性廃油
引火性廃油（有害）	7010	引火性廃油（特定有害産業廃棄物）
強酸	7100	強酸
強酸（有害）	7110	強酸（特定有害産業廃棄物）
強アルカリ	7200	強アルカリ
強アルカリ（有害）	7210	強アルカリ（特定有害産業廃棄物）
感染性廃棄物	7300	感染性廃棄物
ＰＣＢ等	7410	廃ＰＣＢ等（下記を除く）
	7411	廃ＰＣＢ等
	7412	ＰＣＢ汚染物
	7413	ＰＣＢ処理物
廃水銀等（処分するために処理したものを含む）	7440	廃水銀等
廃石綿等（飛散性）	7421	廃石綿等（飛散性）
指定下水汚泥	7422	指定下水汚泥
鉍さい（有害）	7423	鉍さい（特定有害産業廃棄物）
燃え殻（有害）	7424	燃え殻（特定有害産業廃棄物）
廃油（有害）	7425	廃油（特定有害産業廃棄物）
汚泥（有害）	7426	汚泥（特定有害産業廃棄物）
廃酸（有害）	7427	廃酸（特定有害産業廃棄物）
廃アルカリ（有害）	7428	廃アルカリ（特定有害産業廃棄物）
ばいじん（有害）	7429	ばいじん（特定有害産業廃棄物）
１３号廃棄物（有害）	7430	１３号廃棄物（特定有害産業廃棄物）
輸入廃棄物	7610	ばいじん（DXN基準値を超えるものを含む）
	7620	燃え殻（DXN基準値を超えるものを含む）
	7630	汚泥（DXN基準値を超えるものを含む）
	7640	１３号廃棄物（基準値に適合しないもの）

□換算表（参考資料）

※この換算係数はあくまであくまで参考値です。
重量換算を行う際には実際の廃棄物の性状を加味して下さい。

参考： 産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）
（平成18年12月27日、環廃産発第061227006号）

	産業廃棄物の種類	換算単位	換算係数
1	燃え殻	m ³ →t	1.14
2	汚泥	m ³ →t	1.10
3	廃油	m ³ →t	0.90
4	廃酸	m ³ →t	1.25
5	廃アルカリ	m ³ →t	1.13
6	廃プラスチック	m ³ →t	0.35
7	紙くず	m ³ →t	0.30
8	木くず	m ³ →t	0.55
9	繊維くず	m ³ →t	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	m ³ →t	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	m ³ →t	1.00
12	ゴムくず	m ³ →t	0.52
13	金属くず	m ³ →t	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	m ³ →t	1.00
15	鉱さい	m ³ →t	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	m ³ →t	1.48
17	動物のふん尿	m ³ →t	1.00
18	動物の死体	m ³ →t	1.00
19	ばいじん	m ³ →t	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	m ³ →t	1.00
21	建設混合廃棄物	m ³ →t	0.26
22	廃電気機械器具	m ³ →t	1.00
23	感染性産業廃棄物	m ³ →t	0.30
24	廃石綿等	m ³ →t	0.30

【換算計算例1】

廃油50リットルの場合（換算係数：0.90）

リットルの単位をm³に換算し、換算係数を掛けてトンにする。

$$50 \text{ (リットル)} \times \frac{(\text{m}^3)}{1000 \text{ (リットル)}} \times 0.90 = 0.045 \text{ (t)}$$

【換算計算例2】

金属くず100m³の場合（換算係数：1.13）

換算係数を掛けてトンにする。
100 (m³) × 1.13 = 113 (t)

- 【注1】 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/立米）。
- 【注2】 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。
- 【注3】 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1-19に該当する品目の換算係数に準拠。
- 【注4】 「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。